

## いしかわ里山振興ファンド「民間技術によるトキの餌資源量増加の実証」 助成金交付要綱

### (通則)

第1条 いしかわ里山振興ファンド「民間技術によるトキの餌資源量増加の実証」助成金（以下「助成金」）の交付については、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 助成金は、いしかわ里山づくり推進協議会（以下「協議会」）が、民間企業による耕作放棄地などを活用した餌資源量の増加に資する技術の実証に必要な費用の一部を助成することにより、早ければ、令和8年度となるトキの放鳥に向け、トキの餌となるドジョウやカエル等が生息しやすい環境整備を推進することを目的とする。

### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、餌資源量の増加に資する技術の実証に取り組む民間企業とし、以下の①、②のいずれかに該当するものを対象とする。

① 石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下のア～キのいずれかに該当する者。  
（県外事業者であっても、主たる事業活動を県内で行う場合は対象とする。）

ア 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社

イ 個人事業主

ウ 事業協同組合

エ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人

オ 漁業協同組合

カ 森林組合、森林組合連合会

キ 特定非営利活動法人

ク その他いしかわ里山づくり推進協議会が実施主体として適当と認めたもの  
（例. 第三セクター、商工会、商工会議所、社団法人、社会福祉法人等）

② 上記①に該当し、石川県内に居住する者を含む2者以上のグループであって、運営規約、事務処理体制、経理体制又は存続性から判断して、いしかわ里山づくり推進協議会が実施主体として適当と認めたもの。

### (助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、トキ放鳥推進モデル地区（以下「モデル地区」）等における、トキの餌資源量の増加につながる民間技術の実証事業とする。

技術実証にあたり、事前に実証を行う場を提供するモデル地区等との合意形成（実証技術の内容や農地の貸与など）が必要である。

### (助成対象経費)

第5条 助成対象経費は次のとおりとする。

費用	内容
直接人件費	技術実証に直接関与する者の作業時間に対する人件費 ※ただし、人件費の算定に当たっては、別紙「人件費の算定等の適正化について」に従うこと。
委託費	技術実証に必要な作業等を委託する際に支払われる経費
保険料	技術実証に必要な保険料等として支払われる経費
借損料	技術実証に必要な機械装置等のレンタル料、リース料として支払われる経費
原材料費	技術実証に必要な材料を購入するために支払われる経費
備品費	技術実証に必要な備品を購入するために支払われる経費
動力光熱費	技術実証に必要な動力光熱費として支払われる経費
調査研究費	事業遂行に必要な実証効果の調査委託等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
その他	上記以外の費用で、協議会が特に必要と認める経費

※「助成対象外経費」について

以下の経費については、助成対象外とする。

- ・汎用性があり、助成対象事業以外に使用できる可能性が高いもの（パソコン、プリンタなど）
- ・お弁当や懇親慰労の会などに係る飲食の経費、専門家等への土産代、接遇費など
- ・技術実証に必要な作業に直接関係ない常勤雇用者の手当、役員報酬など、組織運営に係る人件費など
- ・団体の経常的な運営費、事務室の賃借料、コピー機のリース料など
- ・他の組織や団体への運営に係る負担金、助成金、寄付金等
- ・消費税及び地方消費税

**（助成内容）**

第6条 助成期間、助成限度額、助成率は次のとおりとする。

（1）助成期間

交付決定日から2年以内

（2）助成限度額

200万円

（3）助成率

助成対象経費の3/4以内

**（助成の条件）**

第7条 助成金の交付の決定に当たっては、協議会は次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

- （1）助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」）は、助成期間開始から2年間、餌資源量の増加に資する技術の実証に取り組むこと。

- (2) 助成事業者は、実証の計画及び実施にあたり、実証の場を提供する地域の農業者に負担や損害が生じない実施体制を構築し、事前に地区との合意形成を十分に図ること。
- (3) 助成事業者は、実証結果を取りまとめ、協議会へ報告すること。

### **(助成金の交付申請)**

第8条 助成金の交付を申請しようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添え、別途協議会事務局（本助成金の場合は石川県生活環境部自然環境課トキ共生推進室を指す。以下同じ）が指示する日までに協議会へ提出しなければならない。

### **(助成金の交付決定)**

第9条 協議会は前条の交付申請書の提出があったときは審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その旨を助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。ただし、助成対象者等が暴力団等である場合には、交付決定しない。

### **(助成事業の内容等の変更、中止又は廃止)**

第10条 助成事業者は、次の各号に掲げる場合はあらかじめ変更、中止、廃止承認申請書（別記様式第3号）を協議会に提出し、協議会はその承認を変更承認通知書（別記様式第4号）または中止・廃止承認通知書（別記様式第4号の2）により助成事業者に対し通知する。

- (1) 助成金の増額を伴う助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）、または助成対象経費の配分の変更（20%以内の変更を除く。）をしようとするとき
- (2) 助成事業を中止又は廃止しようとするとき

### **(助成事業の執行)**

第11条 事業者は、助成金の交付を決定した内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。また、助成金を他の用途へ使用してはならない。

### **(助成事業の実績報告)**

第12条 助成事業者は、助成事業を完了したときは、速やかに助成金実績報告書（別記様式第5号）を協議会へ提出しなければならない。

### **(助成金の額の確定)**

第13条 協議会は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要な調査を行い、報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容（第10条に基づく承認を行った場合は、その承認後の内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額の確定通知書（別記様式第6号）を助成事業者に対し通知するものとする。

### **(助成金の支払)**

第14条 助成金の支払いは、助成金の額の確定後に行うものとする。ただし、協議会が必要と認める場合は、交付決定額の80%を限度額として概算払いをすることができる。

### **(助成金の請求)**

第15条 助成金の支払いを受けようとする助成事業者は、精算払請求書(別記様式第7号)又は概算払請求書(別記様式第8号)を協議会に提出しなければならない。

### **(財産の管理等)**

第16条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

### **(取得財産の処分の制限)**

第17条 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価10万円(税込み)以上の機械、器具、備品及びその他の財産(以下「重要財産」という。)については、協議会の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、貸付、又は担保に供してはならない。

### **(関係書類の整備)**

第18条 助成事業者は、助成事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿、取得財産の管理台帳、その他関係書類を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を助成事業終了の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

### **(報告及び検査等)**

第19条 協議会は、助成金の執行の適正を期するため必要がある場合は、助成事業者に対して事業の報告を求めることができるほか、事業所等への立ち入り、前条の帳簿その他関係書類もしくは事業の執行状況等の検査することができる。

2 助成事業者は、助成期間中及び助成事業終了後においても、協議会が実施する助成事業に関係する調査に協力しなければならない。

3 第2項及び前項の規定は、協議会が特に認める場合は、この限りでない。

### **(助成金の返還)**

第20条 協議会は、助成事業者が次の各号の一に該当する場合は、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 本要綱に規定する助成対象者の要件を満たさなくなった場合

(2) 事業を途中で休止又は中止した場合

(3) 事業が適切に行われていないと協議会が判断した場合

(4) 協議会が実施する実地検査に協力しない場合

(5) 助成事業者等が暴力団等に該当すると判明した場合

(6) 助成事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）の他、協議会が不正受給と判断した場合

**(その他)**

第21条 この要綱に定めるほか必要な事項は、協議会が別に定める。

**附則**

**(施行期日)**

1 この要綱は、令和5年6月22日から施行する。